第７６号議案

損害賠償請求に関する和解について

上記の議案を提出する。

平成２５年６月１１日

提出者　　足立区長　　近　藤　弥　生

損害賠償請求に関する和解について

足立区は、西新井小学校施設更新工事の工期延長に係る損害賠償請求に関する第二東京弁護士会仲裁センターによる和解あっせんに係る合意に基づき、下記により和解する。

記

１　相手方

[redacted]

２　和解の要旨

（１）　相手方は、足立区に対し、本件解決金として金１，０００万円の支払義務があることを認める。

（２）　相手方及び足立区は、本和解条項に定めるほか、他に何らの債権債務の存しないことを相互に確認する。

（３）　申立手数料及び期日手数料は各自の負担とし、成立手数料４７万２，５００円は、相手方と足立区が折半して負担する。

（提案理由）

西新井小学校施設更新工事の工期延長に係る損害賠償請求について、相手方と和解するため、地方自治法第９６条第１項第１２号の規定に基づき、この案を提出いたします。